

優生保護法訴訟札幌高裁判決に対する声明

本日3月16日、札幌高等裁判所第3民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人に慰謝料等の支払いを命じる判決を言い渡した。

札幌高等裁判所も、優生保護法が憲法13条、14条1項、24条2項に違反することを明確に認めた。さらに、札幌高等裁判所は、優生保護法による人権侵害の程度が強度であること、国の立法行為及びその後の施策により、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を正当化・固定化し、助長し、控訴人が、損害賠償請求権の行使に必要な情報を得ることを阻害したと認定し、除斥期間の適用を認めることは、著しく正義・公平の理念に反すると判断して原告の請求を認めたものである。

本件は、2022年2月22日大阪高等裁判所、同年3月11日東京高等裁判所、2023年1月23日熊本地方裁判所、同年2月24日静岡地方裁判所、同年3月6日仙台地方裁判所に続く6件目の被害者勝訴判決であり、3件目の高裁での逆転勝訴判決である。

優生保護法及び同法に基づく優生手術がいずれも違憲であること、旧優生保護法の被害者に除斥期間の適用を認めることが著しく正義・公平の理念に反するということは、司法の判断として定着したといえる。

しかしながら、このような請求認容判決によって実現されるのはあくまで個別の原告の被害回復に過ぎない。提訴できない被害者も含め、広く優生保護法による被害を回復するには、国が全面解決に向けて舵を切るしかない。

そして、岸田総理大臣は、仙台地裁判決のあった本年3月6日の参議院予算委員会での質疑において、「優生手術等を受けた方々の声は大切であると考えている」、「優生手術等を受けた方々との面会については、・・・その方法等は検討したい」旨発言した。

一時金支給法制定時に表明された、旧優生保護法に基づき、あるいはこの法律の存在を背景として、特定の疾病や障害を理由に生殖を不能にする手術を受けることを強いられた方々への真摯な反省と心からのおわびの気持ちが何ら変わらないのであれば、岸田総理大臣が、政府を代表し、優生保護法被害者に面会して直接に被害を聞き、政府が行った非人道的な憲法違反の被害に向き合い、直接に謝罪することが不可欠である。

よって、当弁護団は、岸田総理大臣の被害者との面談を求め、国に対し、本件について上告をせずに確定させ、全面解決へ向けた話し合いを開始し、各地訴訟も和解解決等によって終結させることを求める。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動することを表明する。

2023年 3月16日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦